

2 耐用年数の例

事業の条件や課税対象価額の算定など、各制度では各目的に応じた基準として「耐用年数」を設定している。したがって、これらは具体の個々の対象物の使用可能な年数または不可能となる年数を示すものではない。

例1：当方針で、対象物全体の目安等の検討の参考としたもの（本文 p19「注）」参照）

公営住宅法施行令（公営住宅の事業実施の基準の例）

第十三条 事業主体は、次の表の上欄各項に定める住宅に応じてそれぞれ下欄各項に定める耐用年限の四分の一を経過した公営住宅を引き続き管理することが災害その他の事由により不適当となり、かつ、その敷地を公営住宅の敷地として保有する必要がない場合において、当該住宅の維持保全上適当であると認められるときは、法第四十四条第一項の規定により、当該住宅（その敷地を含む。）を、その複成価格を基準として事業主体が定める価額で入居者、入居者の組織する団体又は営利を目的としない法人に譲渡することができる。この場合において、災害による損傷その他特別の事由によりその価額が著しく適正を欠くと認めるときは、事業主体は、国土交通大臣の承認を得て、別に譲渡の価額を定めることができる。

住宅	耐用年限
耐火構造の住宅	七十年
準耐火構造の住宅	四十五年
木造の住宅	三十年

例2：第1期以前、建物の建替時期の一般的な想定 of 参考とされていたもの

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（課税対象の価額の算定の基準の例）

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

種類	構造又は用途	細目	耐用年数
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造 又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの	年 五〇